

京都市訓令甲第10号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年9月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表第2文化市民局長の項第1号中「京都市消費者保護条例施行規則」を「京都市消費生活条例」に、「訴訟資金」を「訴訟に要する資金」に、「取消し」を「これに伴う経費の支出決定」に、「貸付金の支出決定及び償還」を「当該貸付けをした資金の返還の免除」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。